

特定非営利活動法人沖縄時空間情報活用推進協議会受託規定

制定 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、特定非営利活動法人沖縄地理情報システム協議会(以下、「この法人」という。)における業務受託に係る契約に関する事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「受託業務」とは、この法人がその法人以外の者(以下「委託者」という。)の委託を受けて行う契約(以下「受託契約」という。)に基づいて行う業務をいう。

(受託責任者)

第 3 条 理事長は、受託責任者に受託業務に関する事務を行わせることができる。

(受託業務の応募等)

第 4 条 受託責任者は、委託者から依頼を受け受託業務を行う場合は、理事長の承認を得なければならない。

2 受託責任者は、委託者が公募する受託業務へ応募する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(委託先の規程等の適用)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の事業受託にあつて、委託先の規程等に従う場合は当該規程等を適用する。

(受託業務の報告等)

第 6 条 受託責任者は、受託業務が終了し、又は中止したときは、その旨を委託者に報告するものとする。

2 受託責任者は、前項の報告を受けて委託者が行った検査の内容及び経費確定額を記載した書類を委託者に提出させなければならない。

(受託業務の経費算定)

第 7 条 前条に規定する受託契約の締結に当たっては契約金額を算定することとし、その算定額は、当該受託業務の実施に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該受託業務に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合計額とする。

2 前項の直接経費及び間接経費の算定基準は別表 1 のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は理事長の承認を得るものとする。

(成果の公表)

第 8 条 受託責任者は、受託契約に特別の定めがある場合を除き、受託業務の成果を公表することができる。

(知的財産権)

第 9 条 受託業務の実施に伴う発明等の成果に係る知的財産権は、受託契約および再委託契約等に特別の定めがない限りこの法人に帰属するものとする。

(定めのない事項)

第 10 条 この基準に定めのない事項は理事長の判断による。

附則

(施行)

第1条 本基準は、平成30年4月1日より施行する。

(改変)

第1条 名称変更に伴う改変は、令和5年9月1日より施行する。

別表 1

受託等業務経費算定基準

1. この法人の受託業務に必要な経費は、次に掲げる直接経費及び間接経費の合計額とする。
- (1) 一 直接経費 受託業務に必要な備品費、消耗品費、人件費、光熱水料、旅費、その他の当該受託業務の遂行に直接必要となる経費
- (2) 間接経費(一般管理経費を含む。) 機構の業務能力の涵養、当該受託業務の管理に必要なとなる経費として、受託業務の実施に伴う間接経費に特別の定めがない限り、次の計算式により算出した額
- ① 国、地方公共団体、特殊法人、又は独立行政法人からの委託又は再委託である場合 [計算式] 直接経費 × 15%
- ② ①に掲げる国又は機関からの委託又は再委託であって、その委託資金が「科学技術基本計画(平成 13 年 3 月 30 日)閣議決定」に定める、競争的資金である場合 [計算式] 直接経費 × 30%

謝金等の支払基準 (※別途消費税)

区分	単価 (1 日)	単価 (1 時間)
1.理事、事務局長、事務局次長、教授、取締役、執行役員級以上	100,000 円	12,500 円
2.准教授、部長、専門職級以上	80,000 円	10,000円
3.次長級以上	60,000 円	7,500 円
4.課長級以上	50,000 円	6,250 円
5.助教、課長代理級以上	45,000 円	5,625 円
6.主任級以上	35,000 円	4,375 円
7.その他級	25,000 円	3,125 円
8.招待講義、講演謝金		15,000 円

- ① 講義、講演等の時間が1時間未満の場合は1時間とする。また30分未満の場合は単価に0.5を乗じたものとする。
- ② 1時間を越える講義、講演等の時間については30分単位で単価に0.5を乗じ、30分未満は30分とする。
- ③ 業務については、事務作業、講義、講演等の原稿、資料、報告書等に対して支払うものとし、金額は内容を勘案して理事長が定める。
- ④ 指導・助言・実技指導等に関わる謝金は特殊技能の適応を勘案して、1講義につき1時間までとし、100,000円を限度に理事長が定める。

2. この法人の出張旅費とは、県外出張を命じられた場合の交通費、宿泊費および日当をいう。沖縄県内離島に関しては、日帰りが出来ないと判断できる場合につき出張とする。

出張旅費の支払基準

区分	費目	支払い基準
1.交通費	飛行機	エコノミー
	新幹線	普通車
	在来線	普通車
	船舶	2等
	車・バス	実費
2.宿泊料		上限 1,5000 円
3.日当	理事日当	5,000 円
	事務局長 事務局次長 職員日当	4,000 円